

## 「アクション・プラン」推進委員会(第4回)の概要について

日 時：平成 23 年 12 月 19 日 (月) 18:30~19:35

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室(日本自転車会館 2 号館 5 階)

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

- 広域的实施体制(受け皿論)の枠組みについて、国交省案(A案)と内閣府案(B案)を巡って議論(【別紙1】参照)

### ■関西広域連合からの主な意見(【別紙2】に基づき発言)

#### 【井戸 連合長】

- ◇ A案は、都道府県の事務を全て吸い上げ、国の関与が残る「最悪の道州制」。地域主権とは逆行する中央集権制以外の何ものでもない。
- ◇ A案は、いままで積み重ねてきたものをひっくり返すもの。これまでは広域連合をベースに検討し、課題があれば検討するというスタンスだったはず。
- ◇ 民主党の国出先機関原則廃止に応えるため、関西は主体的に広域連合をつくった。A案はこれを無視するもの。
- ◇ 諫早湾で利害調整出来ないのは国。国と広域連合をすり替えるのは疑問。

#### 【嘉田 国出先機関対策委員長】

- ◇ 民主党の地域主権調査会でも出先機関の移管に反対する意見が多く不本意。
- ◇ 「3.11で全てが変わった。」との考えもあるが、広域連合に出先機関が移管されれば、より効果的に対応できるという自負がある。
- ◇ 環境政策が規制政策だというのは、ごく初期の話。しかも、琵琶湖の富栄養化防止条例が湖沼法のきっかけになったように自治から始まっている。
- ◇ 河川の上下流でも利害関係の調整が出来ないのはむしろ国の方。瀬田川洗堰では、国は操作規則を20年以上も作成できなかった。

### ■府省側の主な意見(A案を主張)

#### 【国交省・松原副大臣】

- ・ 真の地域主権を進めるためにも、①グランドデザインをつくるべき、②本当の主演である基礎自治体(市町村)の意見をもっと聞くべき。
- ・ 執行機関には、知事と兼務しない独任制の長が必要。知事では、洪水時における上下流の利害関係のような調整ができない。

**【環境省・高山政務官】**

- ・ 自然保護行政は、規制側と開発側が同じ立場にいては出来ない。

**【農水省・岩本副大臣】**

- ・ 諫早湾では佐賀県と長崎県の利害が対立しており、地方自治体に任せていては調整できない。A案のように知事と兼務しない独任制の長が必要。

- 委員会の最後に、川端大臣が「総理の指示どおり年内に議論を集約したい。」  
「引き続き3省とギリギリの折衝を進め、年末の地域主権戦略会議に調整結果を報告したい。」と引き取った。

「アクション・プラン」推進委員会（第4回）出席者名簿

(推進委員会構成員)

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委員	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

(関係府省出席者)

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
法務省	滝 実	法務副大臣
厚生労働省	津田 弥太郎	厚生労働大臣政務官
農林水産省	岩本 司	農林水産副大臣
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	松原 仁	国土交通副大臣
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

(関係知事出席者)

関西広域連合	井戸 敏三	兵庫県知事（関西広域連合長）
	嘉田 由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	上原 良幸	副知事



## 広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）

内閣府

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) 記 1 に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成 24 年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

### 1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

[検討の視点]

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、以下の 2 案が議論されており、引き続き検討する。

[A 案]

- ・ 利害調整に当たり中立的・客観的立場から判断する必要などから、また、各構成団体固有の選挙による影響を受けないためにも、構成団体の長と兼務しない独任制の長を置く。
- ・ 独任制の長を選出する仕組みを整備する。
- ・ 独任制の長の下で事務・権限を執行する組織の体制を整備する。

[B 案]

合議制の理事会を置き、以下の体制を構築する。

- ・ 理事会に代表理事を置く。
- ・ 理事会の組織・運営に関する必要な事項は理事会が定める。
- ・ 特例法令等に基づく措置として、緊急時等に代表理事に権限を集中させることを確保する。

- ・ 理事会の委任を受け事務を執行する専任の特別職である執行役（仮称）を置く。

## 2 議会の在り方

- 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

## 3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的实施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

## 4 出先機関の管轄区域と広域的实施体制の区域の在り方

- 広域的实施体制の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることを原則とした上で、以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

### [A案]

- ・ 基本となる全国ブロック割を法律で規定する。
- ・ 区域の決定に当たっては、社会資本について持続性を担保する必要性、国民の利便性等を担保するため、現在の出先機関の管轄区域との関係を十分精査する。

### [B案]

広域的实施体制の区域は地域の自主性に委ねられるべきものだが、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の受け皿となる以上、必ず含まなければならない都府県の区域（密接関係地域）を特例法に基づく政令で定める。

## 5 組織の安定性、持続性

- 以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

### [A案]

区域内の都道府県、政令市が全て構成団体として加入するよう、法律で規定する（解散、脱退が容易にできない仕組み）。

[B案]

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的实施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

[A案]

国及び地方を通じた行政の効率化を図るため、構成団体は、国からの事務・権限の移譲と併せて、関連する事務・権限を全て広域的实施体制に持ち寄り、一体的に処理することとする。

[B案]

国及び地方を通じた行政の効率化を図ることを特例法の趣旨として明らかにするとともに、出先機関の事務・権限が大幅に移譲されることを踏まえ、特例法に基づく基本方針に以下の事項を定める方向で検討する。

- ・ 効果的・効率的な広域行政の推進に資する構成団体の事務・権限の持ち寄りに関すること
- ・ 広域的实施体制の区域内の指定都市の加入に関すること

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- まずは、個別の事務・権限ごとに、現行の地方自治法の枠組みを当てはめた上で検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、次のような対応策を検討する。当該懸念が、なお解消されない場合は、その他の対応策を柔軟

に検討する。

- ・ 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組みを設ける。
- ・ 事務区分は自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。
- ・ 並行権限行使を適宜活用し、行政目的の達成、適法性の確保を図る。

#### 10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等の緊急時のオペレーションについては、以下の2案が議論されており、引き続き検討する。

##### [A案]

大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力をもって組織的に対応するため、所管の大臣が広域的实施体制の長や職員に対し直接、包括的な指揮監督を行えるようにする。

##### [B案]

災害対策基本法や個別作用法（河川法、道路法等）における国から地方公共団体への指示の仕組みを基本としつつ、国の組織・人員等が広域的实施体制に引き継がれることを前提に職員派遣の仕組みも設ける。

#### 11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

#### 12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的实施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

#### 13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置

いて検討を進める。

- ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
- ・ （別に辞令を発せられない限り）事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
- ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
- ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。



平成23年12月19日  
関西広域連合

## 『広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）』に対する意見について

この度、関西広域連合の取り組みや主張を全く考慮しないようなA案が唐突に追記されたことは誠に遺憾。昨年来の協議の積み重ねは何であったのか。

野田総理が再三発言されているとおり、地域主権改革の趣旨を踏まえ「アクション・プラン」で定めた方針に向かって議論を加速すべき。

### （国の出先機関の原則廃止）

- 出先機関の原則廃止は、出先機関の機能や組織を廃止するのではなく、「丸ごと」地方に移管し、地方のガバナンスの下に置くことが主眼。  
⇒（戦前、国家警察の一部であった消防は、戦後、自治体消防に。消防署がなくなったわけではない。）

### I 執行機関の在り方

- 関西広域連合は、構成府県知事が忌憚なく議論する中で、東日本大震災に対する被災地支援などの重要事項の意思決定を行っている。
- 出先機関の移管に伴い、合議制の理事会の採用や、常駐できない連合長に代わり、一定の業務執行権限をもつ「事務総長（仮称）」を設置することについても合意済み。

### II 出先機関の管轄区域と広域的实施体制の区域の在り方

- 区域を先に法定する必要はない。手挙げ方式を定めた地域主権戦略大綱（H22.6 閣議決定）や「アクション・プラン」（H22.12 閣議決定）に反する。

### III 組織の安定性、持続性

- 広域連合からの脱退や解散は、現行制度でも容易にできない。加入すべき具体的な構成団体までを法律でしぼることは、地方の発意に基づく取り組みを定めた地域主権戦略大綱や「アクション・プラン」に反する。

### IV 効果的・効率的な広域行政の推進

- 出先機関原則廃止の目的は、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにすることであり、やみくもに広域連合に事務を持ち寄れば良いというものではない。A案では巨大で中央集権的な出先機関を作ることになりかねない。

### V 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 関西広域連合は、東日本大震災直後における道路復旧など現行の出先機関の手法をそのまま継承し、防災業務計画も引き継ぐ所存。また、国から広域連合に「指示」を行うことで緊急時の対応は可能。万が一の場合には、国が「代行権限」を行使することも可。
- A案の包括的な指揮監督権を大臣に認めよという考えは、機関委任事務の復活を目論むもの。これまでの分権改革の成果を台なしにする。